

## 防災対策特別委員会 調査報告書

近年、突発的な大規模豪雨や台風などが猛威を振るっており、平成30年7月豪雨では、本市に大きな被害は無かったものの、西日本を中心に甚大な被害をもたらされた。

本市では、これまで都市基盤の整備や地域防災力の向上のための取り組みを進めてきたが、近年の自然災害発生状況等を勘案し、防災対策の現状と問題点の検証を行い、災害発生時の被害を減ずることを目的として調査を行うこととし、加えて本市特有の斜面への宅地造成や高齢化が進む中、防災対策の現状や問題点も抽出し、障害を持たれている方や高齢者などの避難行動要支援者への対応を含め、災害に強いまちづくりを進めるための諸方策について鋭意検討を行った。

以下、調査の過程で出された主な意見、要望を付して、本委員会のまとめとする。

### 1 防災対策の現状と課題、今後の取り組みについて

#### (1) 自然災害（土砂災害）対策

##### ア 警戒区域の指定

###### (ア) 現状

土砂災害のおそれがある地域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、警戒区域の指定を県知事が行い、市では指定された土砂災害警戒区域において、ハザードマップを作成している。警戒区域には土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）があり、土砂災害警戒区域には、急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民等に危害が生じるおそれがある区域、土砂災害特別警戒区域には、その警戒区域の中で急傾斜地の崩壊などの発生によって建築物に被害が生じ、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域がそれぞれ指定されている。なお、特別警戒区域に指定されると、分譲宅地や社会福祉施設などの開発には県知事の許可が必要になるほか、建築物の構造規制や建物の移転勧告などの規制がかかる。令和元年5月1日現在で旧長崎市内429地区、合併地区18地区で区域の指定が完了しており、令和元年度に香焼町、伊王島町、高島町を令和2年度に外海地区及び琴海地区の一部の区域指定を予定している。

###### (イ) 今後の取り組み

土砂災害の種類のうち地滑りについては、令和2年度長崎県において、土砂災害警戒区域に該当する対象地区を一斉に指定し、指定予定区域の住民に対して、縦覧期間及び縦覧場所を周知する予定である。市では縦覧場所の提供及び縦覧者への説明等を行うとともに、区域が指定されればハザードマップを作成する。

##### イ 急傾斜地崩壊対策事業

###### (ア) 現状

本事業は、個人が所有する急傾斜地が崩落した場合、人家に被害が生じるおそれがあり、個人での保全工事が困難な自然斜面について、地域の申請に基づき長崎県、長崎市が保全工事を行う事業である。市内には1,289カ所の危険箇所があり、そのうち事業の対象は1,017カ所であり、令和元年7月末現在で284カ所に着手しており、進捗率は約28%である。

(イ) 課題

事業の実施に当たっては、土地所有者の土地の寄附に係る同意書が必要であるが、所有者が不明な場合は特定が必要であり、仮に判明しても所有者と連絡がとれないなど土地所有者の特定に多大な作業量を要するため大きな支障となっている。

(ウ) 今後の取り組み

不在者管財人制度や財産管財人制度などの国や県の制度を活用し、同意書の取得に努めるとともに、地籍調査を活用して事業の進捗を図る。

ウ 宅地のがけ災害対策費補助金

(ア) 現状

個人が所有する宅地等の崖が崩れ、崩れた部分及びその両側において、第三者が居住している建築物や道路、公園に被害が及んでいる、もしくは被害が及ぶおそれがあるものを補助の対象としており、平成30年度の交付件数は10件、交付額は902万7千円である。

(イ) 課題

崩壊した崖の復旧に当たっては、土地所有者の経済事情や隣接地の土地所有者との調整、安全な復旧方法の検討に時間を要している。

(ウ) 今後の取り組み

速やかな本復旧工事の実施に取り組むとともに、崩壊のおそれがある崖の所有者に対し、適切な管理を行うよう助言・指導を行う。また、崖が崩壊する前の事前対策への支援については今後検討していく。

エ ハザードマップ

市が作成しているハザードマップには土砂災害ハザードマップ、中島川洪水ハザードマップの2種類がある。土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、避難場所、避難経路等を図面に表示しており、市民の円滑な避難と被害軽減を図るため作成している。県の警戒区域の指定に合わせ随時作成し、ホームページ掲載や該当地域センターへ配付している。

中島川洪水ハザードマップについては、近年想定を超えた水害が頻発、激甚化していることを受けて、国において水防法が一部改正され、洪水の浸水想定区域の拡大、ハザードマップによる避難経路等の住民への周知、要配慮者利用施設利用者の避難確保計画の作成が義務づけされた。これを受け、県が中島川の洪水浸水想定区域を平成30年8月に指定したことから、市では平成31年3月に中島川洪水ハザードマップを改定し、洪水浸水想定区域住民への配布及びホームページ掲載を行い、周知を図った。

また、近年自然災害により全国的に小規模な農業用ため池が被災するケースが多発していることから、国において農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定され、防災重点ため池の選定基準の見直しやハザードマップの作成等が法制化された。これを受け、市では農業用ため池ハザードマップの作成を行っている。

## (2) 防災情報と避難行動

### ア 防災情報

#### (ア) 現状

##### a 防災行政無線

昭和58年度から防災行政無線設備の整備に着手し、平成31年4月1日現在、567カ所に屋外スピーカーを設置している。平成30年9月からは防災行政無線のデジタル化整備工事を進めており、令和2年4月1日からデジタル方式で運用開始予定である。

##### b 防災メール

平成19年4月から携帯電話やパソコンから登録することで、災害情報や防災行政無線の放送内容を自動的にメールで受け取ることができる配信サービスを運用している。令和元年6月1日からは在日外国人に対しても、英語・中国語・韓国語による配信を行っている。

##### c 戸別受信機

防災行政無線と同一の情報を屋内で聞くことができる屋内受信機であり、自治会長などへ無償貸与している。デジタル化整備に合わせ、無償貸与の対象に民生委員・児童委員や施設に入所していない要介護3以上の介護保険認定者など範囲の拡大を行う。また、購入希望者には補助金交付を盛り込んだ有償譲渡の制度を新たに創設し、負担を軽減する。

##### d テレフォンサービス

火災等の発生や防災行政無線の放送内容を聞き直したいときに、自動応答で対応するサービスを平成19年4月から導入しており、大規模災害時など約1,000件の同時着信にも対応可能となっている。さらに、市民にテレフォンサービスの問い合わせ番号を記載したシールを配布し、サービスの周知に努めている。

#### e テレビにおけるデータ放送

平成27年4月から防災行政無線の放送内容をNBCテレビのデータ放送で確認できるようにした。

#### f ホームページ及びSNS

長崎市ホームページや防災ガイドながさきで気象情報などの緊急情報、防災行政無線の放送内容や避難所開設情報を発信している。ほかにもツイッターやフェイスブックでも防災行政無線の放送内容などを配信しており、合計フォロワー数は令和元年8月16日現在5,451名である。

#### g 緊急速報メール

市内に発令する避難勧告や避難指示など緊急性の高い情報を各携帯電話へ一斉に配信するメールサービスであり、平成24年度にNTTドコモ、平成25年度にソフトバンク、auの端末に導入している。なお、配信は避難勧告以上の危険レベル、かつ災害が市内の広範囲に及ぶと想定される場合に配信している。

#### h Jアラート、Lアラート

Jアラートは、緊急地震速報などの緊急情報が国から送信された場合、防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から緊急情報が流れるほか、携帯電話にメールが配信されるものであり、直近では平成30年7月大雨特別警報が発表された際に配信した。Lアラートは、市が入力した被害状況や避難所の開設状況等の情報を報道機関と共有するものであり、テレビのテロップやデータ放送に活用されている。

### (イ) 課題

携帯電話などのモバイル端末は情報伝達には非常に有効な手段であることから、防災メールの登録者数をどのような方法で増加させていくか、また市民が情報収集をみずから行うなど自助の意識づけを図ることが課題である。

### (ウ) 今後の取り組み

防災メール登録者の増加を図り、市民への自助の意識づけを行いつつ、民間事業者と災害協力協定の締結を行い、スマートフォン向け防災アプリによる緊急情報の発信を行う。

## イ 避難行動

### (ア) 現状

平成30年7月豪雨において、各自治体が避難行動を促す情報を発信したものの、

住民の避難行動に結びつかず人的被害が拡大した実態を受けて、国によりガイドラインが改正され、市町村が発令する避難情報と国や都道府県が発表する防災気象情報が5段階の警戒レベルに整理された。

本市では、この新たな警戒レベルについて、防災講話や週刊あじさい、広報ながさきなどで周知を行っているところであり、今後、生活便利ブックや長崎市へ転入する外国人住民の向け生活ガイドにも掲載を行う予定である。

そのほか、有事の際には指定避難所に限らず親戚や知人の家も避難所となり得ることを認識し、どのタイミングでどこに避難するかを事前に決めておくマイ避難所運動を推進しており、市民の適切な避難行動に結びつくよう取り組んでいる。

### (1) 課題

令和元年6月に広島市などで警戒レベル4の避難勧告が発令された際、実際に避難した人の割合は、自宅での垂直避難も含め6.1%にとどまっていたことが県立広島大学の調査で判明した。本市においては警戒レベルを含め、防災情報の入手方法や避難のタイミング等をいかに市民に周知し、適切な避難行動につなげていくかが課題である。

## (3) 避難所

### ア 指定避難所と拠点避難所

令和元年8月1日現在で265カ所の施設を指定避難所として指定している。平成23年の東日本大震災以降、避難所における良好な生活環境の確保の重要性が急速に高まったことから、市では避難所の空調改修や段差解消、トイレの洋式化、ジョイントマットの設置など行った。

また、長期の避難所生活に対応する環境・設備を備えた避難所として指定避難所の中から、拠点避難所を選定する。選定に当たっては、コミュニティ活動施設を中心に原則、中学校区当たり1カ所配置し、合計42カ所を配置する予定である。設備には窓ガラスの地震等対策や非常用発電機等の資機材、それらを保管するための収納庫、空調やシャワー、多目的トイレなど必要な整備を令和2年度までに行う。

### イ 指定避難所の課題

突発的な豪雨に対しては、現行の避難所勤務要員を中心とした指定避難所の開設には時間的な限界があること、また避難所開設によって本来復旧に従事すべき職員が避難所運営に割かれてしまうという課題もある。

### ウ 今後の取り組み

現在、自治会が指定避難所の開設や運営を行う「地域と連携した避難所」は31カ所あるが、開設頻度を勘案しながら引き続きより多くの地域と連携し、迅速に避難所を開設する。

また、避難所勤務要員による開設に時間がかかる地区は、自治会が指定避難所の開設のみを行う取り組みもあわせて展開していく。

#### (4) 備蓄品

##### ア 現状

備蓄品には、市が食料品などを保管している現物備蓄と、流通段階にある商品を備蓄品として活用する流通備蓄の2種類がある。現物備蓄は、想定避難者数を長崎大水害時の避難者数約3,000人と災害対応を行う職員600人を合わせた3,600人の食料品2日分と生活用品を備蓄しており、リスク分散のため中央、東、南、北の4地区、16カ所に保管している。流通備蓄は、食糧等物資8業者、資機材1業者、仮設トイレ2業者と協定締結している。

##### イ 課題

平成28年4月に発生した熊本地震では備蓄品や支援物資の集積場所から避難所まで物資を輸送する際、最後の区間で輸送が混乱し、支援物資が届かなかったことから、本市においても大規模災害が発生した場合、同様の事態が想定され、対応が迫られている。

##### ウ 今後の取り組み

集積場所から避難所への効率的な配送を行うため、3つの大手物流企業と災害協力協定を締結しており、令和元年11月には物流企業とともに、荷さばきや搬入搬出作業など一連の業務内容の検証を行う救援物資受配送訓練を実施した。今後も訓練を重ね、輸送の手配、物資拠点の運営などを円滑に行う体制の構築を進める。

以上、防災対策の現状と課題、今後の取り組みについて、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 急傾斜地崩壊対策事業について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法などを積極的に活用し、速やかに事業を進めてほしい。
- 個人所有の宅地の崖が崩れ、経済的な理由で本復旧ができずに仮復旧でとどまっているケースがあることから、宅地のがけ災害対策費補助金の充実を含め、本格復旧できるような対策を講じてほしい。また、自治会長や地元の住民が本補助金の相談窓口を知らなかったというケースがあったことから、さらなる周知を図ってほしい。
- 英語・中国語・韓国語による防災メールの配信について、市内在住の外国人に対し、メール登録をさらに推進し、防災情報が確実に届き、対応できるような体制を構築してほしい。
- 大規模災害時は避難所生活の長期化が想定されるため、避難者の健康管理が行えるよう医師会や歯科医師会などと早急に協定を締結してほしい。また、現在協定を締結している事業者とは実践を想定した訓練を定期的に行うなど、有事に備えてほしい。

- 避難生活の長期化により各避難所が必要とする物資は異なることから、各避難所のニーズをしっかりと把握できる体制を整えてほしい。

## 2 地域防災力の向上に係る取り組みと課題

### (1) 自主防災組織

#### ア 現状

市の自主防災組織は、令和元年9月現在で全自治会数980に対し596自治会で、結成率は60.8%である。

#### イ 結成・活性化に向けた取り組み

結成に向けた主な取り組みとして、防災講話や地域防災訓練の実施を提案するとともに組織結成の提案を行うほか、市民防災リーダーの講習時には、防災リーダー認定後に地域における自主防災組織の結成への協力について依頼している。

自主防災組織が結成されている自治会に対しては、防災訓練や災害時の避難誘導などの活動を行う際に必要な担架、拡声器、避難誘導用ロープなどの助成を行うほか、防災講話において組織の活動状況を見詰め直してもらい、段階的な防災活動の提案や既存の自治会活動と組み合わせた防災活動を提案している。また、平成28年4月には保健環境自治連合会に防災部会が立ち上がったことから、防災部会と連携をとりながら自主防災組織の結成及び活性化に取り組んでいる。

#### ウ 課題

いまだ約4割の自治会で自主防災組織が結成されていないため、市全体の結成率を向上させることが引き続きの課題である。また、活動を行っていない、あるいは停滞している組織に対しては、段階的な防災活動や既存の活動と組み合わせた防災活動を提案していかなければならない。そのために、既存の自主防災組織に対する活動状況の把握と分析を行い、防災活動の実施率を向上させる必要がある。

### (2) 長崎市民防災リーダー

#### ア 現状

自治会長等の推薦を受け、かつ2日間の市民防災リーダー養成講習を受講した市民に認定証を交付している。毎年100名前後を養成し、平成30年度までに1,096名を認定した。認定後は地域防災活動の推進役として、養成講習で修得した防災知識、技能を生かし、防災訓練や台風時の安否確認など平常時及び災害時に活動を行っている。

#### イ 課題

養成講習が2日間に及ぶことから、仕事や家庭の都合上、受講が困難であること、市民防災リーダーとしての地域での役割を負担と感じていることが挙げられる。な

お、このような課題を踏まえ、養成講習を1日としたながさき防災サポーターを新設しており、今後は養成を行いながら、長崎市民防災リーダーへのステップアップにつなげていく必要がある。

### (3) 地域防災マップ

#### ア 現状

住民が地域の危険箇所や避難所などを地図上で確認し合いながらマップの作成を行うもので、作成することで危険箇所の情報共有のほかに自助・共助の認識や消防署員、消防団員と地域住民との顔の見える関係の形成、自主防災組織の結成、活動の活性化などの効果がある。平成30年度末現在、537自治会でマップを作成しており、完成したマップは全世帯に配布している。また、小中学校においても防災学習として校区内のまち歩きと防災マップづくりを実施しており、平成30年度は6校で実施した。

#### イ 課題

マップ未作成の自治会に対し、引き続き働きかけを行うとともに、中でも土砂災害のリスクが高い斜面地やその付近にある自治会については重点的に働きかけを行う。また、マップ作成から5年以上経過した自治会については、見直しと防災に対する意識醸成のために再度作成を促す必要がある。

### (4) 消防団

#### ア 現状

平常時は地域の防火・防災訓練での指導、一般家庭及びひとり暮らし高齢者の防火訪問、各種イベント開催時の警戒活動に従事し、災害時は消防職員と同様に、水火災等の災害警備活動、住民の避難誘導、大雨警報発令時などの巡回広報などの活動を行っている。

組織は1団、4方面隊、18地区本部、70分団の構成で、現在、団員数は2,662人で定数に対する充足率は90.4%である。団員数は過去5年間と比較するとほぼ横ばいで推移している。

消防団の新たな取り組みとして指導消防団員の育成と広域支援分団の新設がある。指導消防団員は、地域の指導的役割を果たすものであり、令和元年9月1日現在111名を養成している。広域支援分団は、災害出動をしない火災予防啓発を中心に活動する女性のみ消防分団に男性も参加できるよう新設したもので、現在女性35名、男性7名計42名が活動している。そのほか若者を対象とした火災予防啓発と消防団加入促進の取り組みとして、中学生対象に市内の各消防署で職場体験学習の実施や火災予防講話・訓練、スクール救命講習を実施し、高校生対象に消防防災サポーター育成講習や消防団員が直接学校を訪問して3年生を対象に加入促進を行っている。

また、加入促進の新たな取り組みとしてフェイスブックやインスタグラムによる団員募集の動画配信や各地区から推薦を受けた若手消防団員で構成する加入促進チーム



を結成し、イベント等で募集活動を行っている。

## イ 課題

人口減少や高齢化に伴い、消防団員数の減少が想定されるため、団員確保をどのように行うか、また団員のスキルアップをどのように支援していくかなど課題がある。

以上、地域防災力の向上にかかる長崎市の取り組みと課題について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- それぞれの自主防災組織で活動の状況や内容に差があることから、市が活動内容を把握した上で支援を行い、活性化を図り、市全体の防災力を上げるべきである。
- 地域の市民防災リーダーが日ごろから地域と連携し、顔の見える関係を構築した上で防災活動ができるような施策に取り組んでほしい。
- 地域防災マップづくりについて、地域の自治会活動やコミュニティ活動などと連携を図りながら進め、地域の防災意識を高めてほしい。

## 3 避難行動要支援者への取り組みの現状と課題について

### (1) 避難行動要支援者名簿

#### ア 現状

災害対策基本法第49条の10の規定に、避難行動要支援者の把握と避難行動要支援者名簿を作成すること及び名簿に記載すべき事項が定められており、長崎市地域防災計画においては避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲を定めている。避難行動要支援者の区分ごとに各所管課が本人から情報提供の同意を得た上で、名簿を作成し、その情報はシステムで一元管理し、随時更新を行いながら、消防機関、警察機関、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの避難支援等関係者に年1回提供している。なお、平成30年度末で合計2万7,236人を登録している。

## イ 課題

有事の際は地域の共助が重要なことから、住民等の理解と協力が得られるようさらなる避難行動要支援者名簿活用の啓発に努める必要がある。また、避難行動要支援者自身にも災害に備えた行動の重要性を引き続き啓発し、自助の意識づけを図る必要がある。

### (2) ささえあい体制づくり

#### ア 現状

災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者とその支援者をつなぐため、地図上に地域の避難行動要支援者と支援者の情報を記載したささえあいマップの作成支援を自治会単位で進めており、平成31年3月31日時点で30の自治会が作成している。

## イ 課題

令和2年度までに125自治会のささえあいマップを作成するという目標を達成するため、各自治会に継続して働きかけを行う必要がある。

### (3) 福祉避難所

#### ア 現状

福祉避難所は一般の避難所では対応が困難な在宅の寝たきり高齢者や重度の障害者等の受け入れを行う避難所である。災害対策基本法で指定避難所の指定基準を、長崎市地域防災計画で災害時における福祉避難所の開設をそれぞれ定めている。

市では大規模災害時における福祉避難所の開設について、平成19年に民間の社会福祉施設と協定締結を行い、現在、協定を締結した施設及び協定締結と同様の取り扱いをする施設は合計89施設ある。なお、福祉避難所開設の訓練については、平成30年度、令和元年度ともに1カ所で実施している。

## イ 課題

福祉避難所は専門的な支援や援護を必要とする要配慮者の避難所であることを市民に十分周知する必要がある。また、大規模災害に見舞われた際、予定の受け入れ数を協定締結施設内で確保することが困難となる可能性もあるため、その際の対応をあらかじめ検討しておく必要がある。

### (4) 水防法・土砂災害防止法

#### ア 現状

平成29年6月19日、国において水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（高齢者や障害者などが利用する社会福祉施設、学校及び医療施設など）の管理者等に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化された。この改正によって、市では462施設が避難確保計画の作成対象施設となっており、令和元年10月末までに374施設、80.9%の施設から避難確保計画の作成の報告がなされた。

## イ 課題

施設の管理者などの防災に対する意識がまだまだ低いことから、引き続き事例を含めた自然災害の危険性を説明し、避難確保計画の必要性について理解を求めていく必要がある。

以上、避難行動要支援者への取り組みの現状と課題について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

○ ささえあいマップの作成に当たっては、福祉部だけでなく全庁的に連携を図りながら、

ひとり暮らしの高齢者などの把握に努めてほしい。

- 防災対策に関してさまざまな事業を展開しているが、それぞれの担当課で得た情報は関係する所管で共有化を図ってほしい。

#### 4 長崎市国土強靱化地域計画の策定について

##### (1) 策定の必要性

平成25年12月、国において制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に地方公共団体の責務として、大規模自然災害等から住民の生命、身体及び財産の保護と災害等が住民生活や地域経済に及ぼす影響の最小化のため、国の基本計画及び県の地域計画と調和を図りながら、地域の状況に応じた国土強靱化に資する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する必要があると定められている。

本市においては、昭和57年7月の長崎大水害や平成3年9月の台風19号など豪雨による水害、土砂災害などの自然災害により甚大な被害を受け、長期にわたる復旧、復興を繰り返してきた。このような事態を避けるため、近年頻発化、激甚化する自然災害に対し、最悪の事態を念頭に平時から安全安心な地域経済社会を構築することが重要であり、国や県などと一体となり強靱化に資する施策を計画的に推進する必要がある。

##### (2) 策定によるメリット

1点目は計画に基づく取り組みを通し、地域が強靱化されることで被害の大きさを小さくできる。2点目は地域計画を策定し進捗管理を図ることで、国土強靱化に係る施策がより効果的かつスムーズに進捗することが期待でき、また国の関係府省所管の交付金及び補助金の優先配分等による支援が行われることから、取り組みを加速することができる。3点目は計画に基づく取り組みにより地域が強靱化されることで、住民や民間事業者の地域に対する安全、安心感の高まりが期待できるとともに、民間企業の投資を呼び込むことで地域活性化につながり、持続的な成長を促すことが期待できる。このような点から、国土強靱化地域計画を策定し、地域の強靱化を推進することは有益であると考えられる。

##### (3) 策定のスケジュール

学識経験者や関係団体、事業者等の専門家へのヒアリングや庁内における情報集約を実施し、今後パブリックコメントを経て、国土強靱化地域計画案を作成する。令和2年2月定例会で計画案を報告し、令和元年度中に策定予定である。

以上、長崎市国土強靱化地域計画の策定について、本委員会では次のような意見・要望が出された。

- 策定に当たっては、進捗率が低い急傾斜地崩壊対策事業などを計画に取り入れ、災害に強いまちづくりを推進していただきたい。

- 国及び県の財源が必要となる事業についてももしっかり計画に反映させ、本市の財源確保に努めていただきたい。
- 有事の際に早期に復旧・復興するに当たり、非常に重要となる骨格道路、いわゆるダブルネットワーク（長崎自動車道（高規格幹線道路）、長崎南北幹線道路・西彼杵道路（地域高規格道路））の実現については、現在本市が策定を進めている国土強靱化地域計画にもしっかりと位置づけ、県市一体となって事業を推進されたい。

## 5 委員会からの提言

以上、本委員会の調査項目についてまとめたが、本市においては、長崎大水害での被災の経験や多くの土砂災害危険箇所を抱えている状況から防災・減災のためさまざまな事業を展開してきた。しかし、近年、平成30年7月豪雨など全国で激甚化した災害が多発し、防災対策の必要性がさらに高まるとともに、現在本市が展開している事業について課題が明らかとなった。

まず、ハード面について、急傾斜地崩壊対策事業については、土地所有者の特定に多くの時間を要するという課題もさることながら、住民の申請手続が大きな負担となっており事業が硬直化していることから、申請手続の支援策を検討されたい。次に、宅地のがけ災害対策費補助金については、建物と敷地及び宅地の崖は一体的な管理が必要であることから、個々に対策を講じるのではなく、総合的な対策の推進を図られたい。また、近年の大災害では避難生活が長期化し、避難者が体調を崩すケースが発生していることを受け、国において避難所運営のガイドラインが示され、避難所の質の向上が重要視されるようになった。本市でもこれまで避難所の空調改修や段差解消、トイレの洋式化などを進め、質の向上を図ってきたが、引き続き指定避難所の質の向上に努められたい。また、高齢化が進んでいることや新たな施設が整備されるなど、時代とともにまちの形も変化することから、避難しやすい避難所や避難場所の見直しについても検討されたい。

次に、ソフト面について、近年の災害は想定を超えたレベルで、しかも突発的に発生していることから公助の限界が明らかとなり、ソフト体制を整える施策が重要になっている。中でも防災情報に関して、平成30年7月豪雨の広島市においては、住民の防災情報に対する受け身の姿勢が適切な避難行動に結びつかず、人的被害が拡大した事例を踏まえ、本市では自分の命は自分で守る自助の向上につながるような施策に取り組まれたい。また、共助の向上については、地域のコミュニティ活動の活性化が重要な要素であることから、地域と一体となり、コミュニティ活動の活性化を図りながら諸施策を推進し、市全体の防災力の向上に努められたい。

最後に、防災・減災対策の推進に当たっては関係部局間の連携をしっかりと取りながら、有事の際は早期対応に当たれるよう平時より庁内間の連携に十分努められたい。

理事者におかれては、委員会における調査の過程で各委員から出された意見・要望を踏まえ、近年、激甚化・多発化している大災害から多くの市民の命を守るべく、本市が抱える課題の早期解決を行い、災害に強いまちづくりの実現を強く要望する。